

廃棄物の減量及び再利用 に関する諸規定集

—事業用建築物—



八王子市資源循環部

令和 4 年（2022 年）4 月

目 次

大規模建築物関連規定概要	2
八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（抜粋）	4
八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（抜粋）	6
事業用建築物の所有者等に関する指導要綱	8
事業用建築物の廃棄物保管場所等設置基準細則	12
事業用建築物の再利用対象物保管場所等設置基準細則	15
廃棄物管理責任者選任届（第1号様式）の記入方法及び記入例	17
廃棄物の減量及び再利用に関する計画書（第2号様式） の記入方法及び記入例	19
資源物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（第3号様式） の記入方法及び記入例	23

事業系ごみの減量・資源化の相談は市役所へ！

八王子市では事業系ごみの減量・リサイクルに取り組む
事業者からの相談を受け付けております。お気軽にお問
い合わせください。

ごみ減量対策課 TEL 042-620-7256



大規模建築物関連規定概要

1. 目的

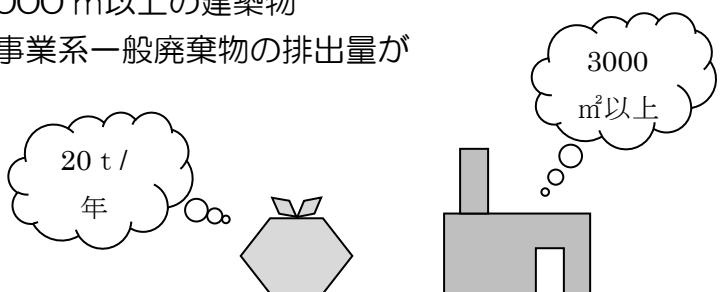
- (1)事業系ごみの減量・資源化
- (2)事業用建築物についての適正な廃棄物・資源物保管場所の設置

2. 用語の定義

(1)事業系大規模建築物

(要件)

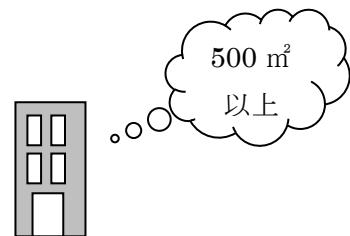
- ・事業用途に供する延床面積が 3000 m^2 以上の建築物
- ・当該建築物の占有者が排出する事業系一般廃棄物の排出量が年間20トン以上の建築物



(2)一定規模事業系建築物

(要件)

事業用途に供する延床面積が 500 m^2 以上の建築物



3. 提出書類

提出書類は以下の3点があります。

(1)廃棄物管理責任者選任届(1号様式) P17~18 参照

- ・内容：事業系廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を担当する責任者を選任し、届け出を行う。
※選任にあたって必用な資格等は特にありません。
※現場の廃棄物処理等に携わっている方が適任です。
- ・届出対象：事業系大規模建築物の所有者又は占有者

(2)廃棄物の減量及び再利用に関する計画書(2号様式) P19~22 参照

- ・内容：排出する廃棄物について、前年度の実績及び当該年度の計画、その他廃棄物に関する情報(自社の取り組み、契約状況等)を記載し、提出する。
- ・提出期限：6月末日
- ・提出対象：事業系大規模建築物の所有者又は占有者

(3)資源物・廃棄物保管場所設置届(3号様式) P23~24 参照

- 内容：事業用建築物を新築又は増築する際に、廃棄物保管場所及び資源物保管場所を設置し、届け出を行う。

※建物の面積によって必要な保管場所の大きさが異なります。

表1 参照

- 届出(設置)対象：表2参照

(表1)保管場所必要面積基準

①廃棄物保管場所

- 面積基準：なし

※事業者によって排出量や収集頻度が異なるため必要面積の規定はありません。(P14の表を参考にして、自社の廃棄物を適正に保管できる大きさで設置してください)

②資源物保管場所

- 面積基準

1) 延べ床面積が 10,000 m²未満 : 4 m²

2) 延べ床面積が 10,000 m²以上

$$4 \text{ m}^2 + \{(\text{延べ床面積} - 10,000 \text{ m}^2) \} \times 10,000 \text{ m}^2 \times 3 \text{ m}^2$$

※構造基準、付帯設備、保管設備、維持管理等は細則参照(P12~16)

(表2) 建物の区分及び廃棄物・資源物保管場所設置対象

事業用途に供する 延べ床面積	設置義務		届出義務(3号様式)	
	廃棄物	資源物	廃棄物	資源物
3000 m ² 以上	○	○	○	○
500 m ² 以上 3000 m ² 未満	○	×	○	×
500 m ² 未満	○	×	×	×

- 設置義務：敷地内に保管場所を設置する義務

- 届出義務：設置した保管場所について3号様式を用いて届出を行う義務

※事業用途に供する床面積とは、建物の延床面積から居住用に供する床面積を除いた面積をいいます。

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（抜粋）

廃棄物の問題は、今や地球全体の問題であるとともに、地球的な規模での環境の保全と資源の有効活用を図ることからも、その適切な対応が求められている。この解決のためには、廃棄物の発生を抑制するとともに、その再利用、資源化を図っていくことが緊急かつ重要な課題となっている。

市民、事業者及び行政が一体となり、各々の立場で理解し、生活様式、経済の仕組み等を見直し、社会経済システムを循環的な仕組みに変えていくことが必要である。

八王子市は、かけがえのない地球を守り、これを後世に引き継ぐため、廃棄物を適正に処理し、再利用を推進することにより生活環境の保全に努め、人類と環境が調和したリサイクル推進都市を目指し、全力を尽くすものである。

このような認識の下に、この条例を制定する。

（一定規模以上の事業用建築物の所有者等の義務）

- 第19条 市規則で定める規模以上の事業用の建築物（以下「一定規模以上の事業用建築物」という。）の所有者は、市長の指導に従い、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。
- 2 一定規模以上の事業用建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、市規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。
 - 3 一定規模以上の事業用建築物の所有者は、市規則で定めるところにより、廃棄物の減量及び再利用に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。
 - 4 一定規模以上の事業用建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に市規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。
 - 5 一定規模以上の事業用建築物を占有する者は、当該建築物から生ずる事業系廃棄物の減量に関し、一定規模以上の事業用建築物の所有者に協力しなければならない。
 - 6 一定規模以上の事業用建築物を建設しようとする者（以下「一定規模以上の事業用建築物の建設者」という。）は、当該建築物又は敷地内に市規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、一定規模以上の事業用建築物の建設者は、当該保管場所について、市規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第20条 市長は、一定規模以上の事業用建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は当該一定規模以上の事業用建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該一定規模以上の事業用建築物の所有者又は当該一定規模以上の事業用建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

第21条 市長は、前条に規定する勧告を受けた一定規模以上の事業用建築物の所有者又は一定規模以上の事業用建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるなければならない。

(受入拒否)

第22条 市長は、一定規模以上の事業用建築物の所有者又は一定規模以上の事業用建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第20条に規定する勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の市長の指定する処理施設への受入れを拒否することができる。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第38条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する保管場所を、事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、常に清潔にしておかなければならぬ。

(一定規模以上の建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第63条 市規則で定める規模以上の建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、市規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 保管場所等は、市規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 市長は、保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 第1項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則(抜粋)

(一定規模以上の事業用建築物)

第11条 条例第19条第1項に規定する一定規模以上の事業用建築物は、事業用途に供する延床面積が3,000平方メートル以上、又は当該建築物の占有者が排出する事業系一般廃棄物の排出量が1年当たり20トン以上の建築物とする。

(廃棄物管理責任者)

第12条 一定規模以上の事業用建築物の所有者は、条例第19条第2項の規定により当該建築物から排出される廃棄物を管理することができる者のうちから廃棄物管理責任者を1人選任し、その選任をした日から30日以内に廃棄物管理責任者選任届(第1号様式)により市長に届け出なければならない。

2 一定規模以上の事業用建築物の所有者は、前項の届出に変更があった場合、その事実が生じた日から30日以内に廃棄物管理責任者選任届により、市長に届け出なければならない。

(減量及び再利用に関する計画書)

第13条 一定規模以上の事業用建築物の所有者は、条例第19条第3項の規定により次に掲げる事項を記載した廃棄物の減量及び再利用に関する計画書(第2号様式)を毎年6月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物の種類
- (2) 廃棄物の排出量、処分量及び再利用量の前年度実績並びに当該年度の見込み。
- (3) 前年度実績の自己評価
- (4) 再利用の方法
- (5) その他廃棄物の減量及び再利用に関し必要な事項

(資源物保管場所)

第14条 条例第19条第4項及び第6項に規定する再利用の対象となる物の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 積み込み作業が容易にできるものであること。
 - (2) 品目別に分別して保管できるものであること。
 - (3) その他生活環境の保全上、支障の生じるおそれのないものであること。
- 2 一定規模以上の事業用建築物を建設しようとする者は、条例第19条第6項の規定により再利用の対象となる物の保管場所の設置について、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による当該建築物の建築に関する申請前に、資源物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 一定規模以上の事業用建築物の所有者は、条例第19条第4項に規定する再利用の対象となる物の保管場所を設置する場合、あらかじめ前項の届出を市長に提出しなければならない。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置に係る遵守事項)

第18条 事業者は、条例第38条第1項に規定する事業系一般廃棄物の保管場所を設置する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物が種類別に分別できるものであること。
- (2) 廃棄物を十分収納できるものであること。

(一定規模以上の建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第52条 条例第63条第1項に規定する一定規模以上の建築物とは、事業用にあっては延床面積が、500平方メートル以上の建築物、居住用にあっては計画戸数が、10戸以上の建築物をいう。

2 一定規模以上の建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）の設置について、資源物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（第3号様式）を建築基準法第6条第1項の規定による当該建築物の建築の確認の申請の前までに、市長に提出しなければならない。

(廃棄物保管場所等設置基準)

第53条 条例第63条第2項に規定する保管場所等の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物が種類別に分別できるものであること。
- (2) 廃棄物を十分収納できるものであること。
- (3) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないものであること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) その他生活環境の保全上支障の生じるおそれのないようにすること。

事業用建築物の所有者等に係る指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）同施行規則（以下「規則」という。）に基づき、事業用建物の所有者、占有する者及び建設者に対し、廃棄物の排出抑制及び適正な処理について指導を行い、もって事業系廃棄物の減量化並びに生活環境の保全を図ることを目的とする。

(事業用建築物の区分)

第2条 この要綱における事業用建築物の区分は次のとおりとする。

- (1) 事業用途に供する延床面積が、3,000平方メートル以上、又は当該建築物の占有者が排出する事業系一般廃棄物の排出量が1年当たり20トン以上の建物（以下「事業系大規模建築物」という。）
- (2) 事業用途に供する延床面積が、500平方メートル以上の建物（以下「一定規模事業系建築物」という。）
- (3) 事業用途に供する延床面積が、500平方メートル未満の建物

(建築物の単位及び延床面積の算定基準)

第3条 条例に規定する事業用建築物の棟単位及び事業用途に供する床面積は次のとおりとする。

- (1) 建築物の単位の基準
 - ① 学校、病院及び工場等、同一敷地内において共通の用途に供され、廃棄物の処理及び保管が一体として行われる複数の建築物は、1棟の建築物とみなすことができる。
 - ② 事業用途に供する床面積の合計が3,000平方メートル以上の1棟の建築物であっても、所有関係又は、利用形態等により一体的な取り扱いが困難な場合は、各部分ごとに独立の建築物とみなすことができる。この場合、その所有又は管理にかかる床面積が3,000平方メートルに満たない場合でも、それぞれ、1棟の建築物とみなす。
- (2) 建築物の延床面積の算定基準
 - ① 事業用途に供する床面積とは、居住用途に供する床面積を除いた床面積とする。

(所有者の範囲)

第4条 条例で規定する事業用建築物の所有者（以下「所有者」という。）とは、建築物に対し民法上の所有権を有するものとする。ただし、次の各号に掲げる者を所有者とみなすことができる。

- (1) 建築物の共有者又は区分所有者が構成する管理組合の代表者
- (2) 前号の管理組合が構成されていない場合は、建築物の共有者又は区分所有者の中から選ばれた代表者
- (3) 建築物の全部を賃貸その他の事由により、事実上占有して使用している者
- (4) 建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理にとどまらず、建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

(所有者の責務)

第5条 所有者は、廃棄物の排出抑制及び適正な処理を行い、廃棄物の減量化等を図るため、次の責務を遂行しなければならない。

- (1) 事業系大規模建築物の所有者は、責務を遂行するために建築物1棟ごとに廃棄物管理責任者を1名選任し、使用開始の日から（条例施行日において、すでに使用している場合は、条例施行日から）30日以内に廃棄物管理責任者選任届（第1号様式）により市長に届け出ること。また、届け出の内容に変更があった場合は、その事実が生じた日から同様とする。
 - (2) 事業系大規模建築物の所有者は、廃棄物の減量及び再利用を促進するため、当該建築物から排出される事業系廃棄物に係る前年度実績及び当年度計画を、各年度4月1日現在で作成し、6月末日までに廃棄物の減量及び再利用に関する計画書（第2号様式）を市長に提出すること。
 - (3) 事業系大規模建築物及び一定規模事業系建築物の所有者は、廃棄物の再利用を促進するため、当該建築物又は敷地内に再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めること。また、設置する場合はあらかじめ資源物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（第3号様式）により市長に届け出ること。
- 2 事業用建築物の所有者は、廃棄物の排出抑制及び適正な処理を行うため、当該建築物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「事業系一般廃棄物保管場所等」という。）を設置すること。

(廃棄物管理責任者の職務)

第5条の2 前条第1項第1号に規定する廃棄遺物管理責任者の職務は次の各号による。

- (1) 計画等
 - ① 建築物から発生する廃棄物の種類、量及び処理方法等を記録する。
 - ② 帳簿等の関係書類を整理及び保管する。
 - ③ 廃棄物の減量及び再利用に関する計画を立案し、所有者に報告する。
 - ④ 廃棄物の排出抑制及び減量化等を推進するための組織あるいは体制を整備する。
- (2) 折衝
 - ① 資源回収業者と回収方法及び回収ルート等について折衝する。
 - ② 廃棄物收集運搬業者及び廃棄物処分業者と回収方法及び回収ルート等について折衝する。
- (3) 指導
 - ① 建築物の使用者に対して、廃棄物の分別方法及び適正処理について指導する。
- (4) 点検
 - ① 廃棄物の減量及び再利用に関する計画が、正しく実施されているか点検する。

(占有する者の責務)

第6条 事業用建築物を占有する者は、廃棄物の排出抑制及び適正な処理を行い、廃棄物の減量化等を図るため、次の責務を遂行しなければならない。

- (1) 事業系大規模建築物を占有する者は、事業系廃棄物の減量を促進するため、当該建築物の所有者に協力すること。

- (2) 事業用建築物を占有する者は、事業者として廃棄物の排出抑制及び適正な処理を行うため、当該建築物又は敷地内に事業系一般廃棄物保管場所等を設置すること。
- (3) 事業用建築物を占有する者は、廃棄物の排出抑制及び適正な処理を行うため、当該建築物から排出される廃棄物を、保管場所及び保管設備(以下「保管場所等」という。)に集めること。

(建設者の責務等)

第7条 事業用建築物の建設者は、廃棄物の排出抑制及び適正な処理を行い、廃棄物の減量化等を図るため、次の責務を遂行しなければならない。

- (1) 事業系大規模建築物の建設者は、廃棄物の再利用を促進するため、当該建築物又は敷地内に再利用の対象となる物の保管場所を設置し、あらかじめ資源物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(第3号様式)により市長に届け出ること。
- (2) 事業系大規模建築物及び一定規模事業系建築物の建設者は、廃棄物の排出抑制及び適正な処理を行うため、当該建築物又は敷地内に保管場所を設置し、あらかじめ資源物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(第3号様式)により市長に届け出ること。

(産業廃棄物の保管基準)

第8条 産業廃棄物の保管基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年9月23日厚生省令第35号)第8条を順守しなければならない。

(再利用の対象となる物の保管場所設置基準)

第9条 規則第14条第1項に規定する設置基準は、「事業用建築物の再利用対象物保管場所設置基準細則」による。

(一般廃棄物保管場所等設置基準)

第10条 規則第53条に規定する設置基準は、「事業用建築物の廃棄物保管場所等設置基準細則」による。

(市長の職務)

- 第11条 市長は、本要綱の適切な執行を図るため、次の職務を遂行することができる。
- (1) 市長は、第5条第1項及び第2項の提出があった場合、その内容を審査し、必要な助言又は指導することができる。
 - (2) 市長は、清掃指導員に、廃棄物管理責任者立会いのもとに必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類等の物件を検査させることができる。
 - (3) 市長は、助言、指導及び立入検査の結果、改善等の必要があると認める場合、事業系大規模建築物の所有者又は建設者に対し、期限を定めて、必要な措置を取るべき旨の勧告をすることができる。
 - (4) 市長は、勧告を受けた所有者又は建設者が正当な理由なくしてその勧告に従わない場合、必要に応じ、その旨を公表することができる。

- (5) 市長は、勧告を受けた所有者又は建設者が公表されたあとにおいて、なお、その勧告に従わない場合、必要に応じ、当該建築物から排出される事業系廃棄物の市長の指定する処理施設への受け入れを拒否することができる。
- (6) 市長は、事業用建築物に該当する建築物を占有する者並びに事業系大規模建築物及び一定規模事業系建築物の建設者が、保管場所等に係る責務を遂行しない場合、事業用建築物を占有する者又は建設者に対し、期限を定めて必要な措置を命ずることができる。

(附則)

この要綱は、平成5年10月14日から適用する。

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

事業用建築物の廃棄物保管場所等設置基準細則

事業用建築物で延床面積が 500 m²以上の建築物

1. 目的

事業用建築物の所有者等に係る指導要綱第 10 条に規定する廃棄物の保管場所等の設置基準細則を定める。ただし、家庭廃棄物の保管場所等については別に定める。

2. 保管場所等の設置基準

(1) 設置の基準

- ① 家庭廃棄物の保管場所又は他の用途と兼用でないこと。
- ② 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。排出量が不明の場合は、別表の基準を参照すること。
- ③ 建築物 1 棟につき、一箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りでない。
- ④ 廃棄物の搬入、保管設備への投入若しくは運搬車への積み込み、又は清掃若しくは点検等に必要な作業場所を確保すること。
- ⑤ 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
- ⑥ 同一敷地内で建築物以外に複数設置し、当該敷地内の通路から廃棄物を排出する場合は、幅員が 4 メートル以上あり、運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。

(2) 構造の基準

- ① 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にすること。
- ② 換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。
- ③ 運搬車が横付け又は内部へ侵入できる構造とすること。
- ④ 出入り口は、作業員若しくは収集車が出入りするのに十分な幅及び高さを確保すること。
- ⑤ 耐久性を考慮した構造とすること。
- ⑥ 床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。

(3) 附帯設備の基準

- ① 仕切りの設備、色彩又は形状等で区分された保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。
- ② 廃棄物の飛散及び臭気の流出並びに鳥獣等の侵入を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。なお、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。
- ③ 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。
- ④ 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。

3. 保管設備に関する基準

(1) 容器の場合

- ① 軽量で持ち運びが容易であること。
- ② ふたにより密閉でき、容器の転倒によりふたの外れないものであること。
- ③ 汚水が漏れず、容易に破損しない強度、耐久性を有するものであること。
- ④ 収集作業を困難にするおそれがないものであること。
- ⑤ 廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる個数を確保すること。

(2) コンテナボックスの場合

- ① 材質は、FRP又はこれと同程度に軽量で衝撃に強いものとすること。
- ② 折りたたみ式のふたを付けること。
- ③ 運搬車との脱着が安全かつ容易に行えるものであること。
- ④ 廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる個数を確保すること。

(3) 自動積込貯留方式の場合

- ① 運搬車と適合する仕様であること。
- ② 臭気及び汚水の流出を防止し、騒音及び振動を低減する措置がなされていること。
- ③ 運搬車への積み込みの際に、廃棄物の飛散又は落下等がないこと。
- ④ 廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる個数を確保すること。

(4) その他の設備の場合

- ① 取扱いが安全かつ容易に行えるものであること。
- ② 臭気及び汚水の流出を防止する構造であること。
- ③ 廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる個数を確保すること。

4. 保管場所等の維持管理等

- (1) 事業者は、常に、保管場所等及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。
- (2) 事業者は、廃棄物の分別、運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは速やかに適切な措置を講じること。
- (3) 事業者は、事業用建築物の利用形態の変更等により、保管場所等が本細則で規定する基準に適合しないこととなったときは、速やかに当該基準に適合させるための措置を講じること。
- (4) 事業者は、出入口付近の歩行者等の危険防止のため所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。

(附則)

この基準は、平成7年4月1日から適用する。

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

別表

施設用途別廃棄物産出基準（参考値）

施設の用途	1日当たりの排出基準（以上）
事務所ビル	0.04 kg/m ²
文化・娯楽施設	0.03 kg/m ²
店舗（飲食店）	0.20 kg/m ²
店舗（物品販売）	0.08 kg/m ²
ホテル	0.06 kg/m ²
学校	0.03 kg/m ²
病院・診療所	0.08 kg/m ²
駐車場	0.005 kg/m ²
鉄道駅舎	0.005 kg/乗降客

事業用建築物の再利用対象物保管場所設置基準細則

事業用建築物で延床面積が 3,000 m²以上、排出量 20 トン以上／年の建築物

1. 目的

事業用建築物の所有者等に係る指導要綱第 9 条に規定する再利用対象物の保管場所（以下「保管場所」という。）の設置基準細則を定める。

2. 再利用対象物の十分な収納を確保するための面積基準は次のとおりとする。

(1) 対象延床面積が 10,000 平方メートル未満の場合 4 m²程度

(2) 対象延床面積が 10,000 平方メートル以上の場合

$$4 \text{ m}^2 + (\text{延床面積} - 10,000 \text{ m}^2) \div 10,000 \text{ m}^2 \times 3 \text{ m}^2 \text{程度}$$

3. 保管場所の設置基準

(1) 設置の基準

- ① 廃棄物保管場所又は他の用途と兼用でないこと。
- ② 運搬車が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。
- ③ 引火性又は爆発性を有する保管場所等に近接しない場所に設置すること。
- ④ 屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けること。
- ⑤ 再利用対象物の分別、収集及び運搬車への積み込み作業等に必要な作業場所を確保すること。ただし、廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。

(2) 構造、附帯設備の基準

- ① 換気、採光に十分配慮し、必要な設備を整えること。
- ② 耐久性を考慮した構造とすること。
- ③ 廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。
- ④ 再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、棚、仕切板等により、再利用対象物の種類が区分できるようにすること。
- ⑤ 必要に応じて、搬入車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止装置を設置すること。

4. 保管場所の維持管理等

(1) 事業者は、常に保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。

(2) 事業者は、再利用対象物の分別、運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、速やかに適切な措置を講じること。

- (3) 事業者は、事業用建築物の利用形態の変更等により、保管場所が本細則で規定する基準に適合しないこととなったときは、速やかに当該基準に適合させるための措置を講じること。
- (4) 事業者は、出入口付近の歩行者等の危険防止のため所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。

(附則)

この基準は、平成7年4月1日から適用する。

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

廃棄物管理責任者選任届（第1号様式）の記入方法

1.次の場合に届け出が必要です。

- ①廃棄物管理責任者が変更になったとき
 - ②建築物の所有者が変更になったとき
 - ③その他、第1号様式の届け出内容が変更になったとき。
- ※変更から30日以内に届け出てください。

2.市からの郵送物の宛名欄に記載されている方が現在の廃棄物管理責任者です。

3.廃棄物管理責任者が変わる場合、後任者へ事務等の引き継ぎをお願いします。

4.郵送先住所が建築物所在地と異なる場合には備考欄にその旨と郵送先住所をご記入ください。

5.廃棄物管理責任者の職については具体的な役職名を記入してください。
また、廃棄物管理責任者の所属が管理会社など所有者と異なる場合は、会社名も記入してください。

6.変更理由を備考欄にご記入ください。(例:異動に伴う変更 所有者の変更等)

7.記入例にて“注”で表示されているものは次のように記入してください。

注① 本届の提出年月日を記入してください。

注② 「事業用建築物の所有者当に関わる指導要綱」第4条の所有者の範囲等を参考にして記入してください。

注③ 廃棄物管理責任者の職については、例えば総務部管理課長など、具体的な役職名を記入してください。また、廃棄物管理責任者の所属が管理会社など所有者と異なる場合は、会社名も記入してください。

注④ 連絡のとれる電話番号を記入してください。

注⑤ 変更理由、郵送先住所等を記入してください。

ごみ減量・リサイクルについてお困りのこと

がありましたらご相談ください。



廃棄物管理責任者選任届

注①

〇〇年〇月〇〇日

八王子市長

殿

注②

建築物所有者 住 所八王子市西八王子町2-8-1
氏 名△△不動産㈱八王子太郎

[法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

電話番号042(600)0000

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第19条第2項の規定により一定規模以上の事業用建築物における廃棄物管理責任者を次のとおり選任したので、届け出ます。

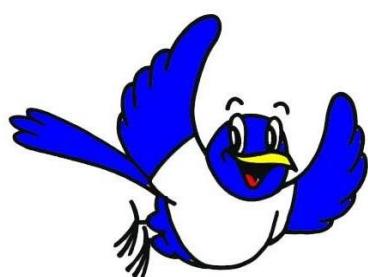
建築物の所在地		八王子市西八王子町2-8-1	
建築物の名称		△△八王子ビル	
廃棄物管理責任者	新	注③ (社名) 職 氏名	ビル管理課長 八王子二郎
	任	電話番号	042(600)0000 ← 注④
	者	所有者との関係	社員
		選任年月日	〇〇年〇月〇日
		前任者職・氏名	ビル管理課長 高尾三郎
		郵送先住所等)	
備考	人事異動による		

※選任等の事実が生じた日から30日以内に届出

廃棄物の減量及び再利用に関する計画書（第2号様式）の記入方法

1. 排出量はテナント等が独自に処理している分も含め、建築物から発生するすべての排出量を記入してください。
2. 廃棄物の排出量等の記入にあたっては、1年間(4月から翌年の3月まで)の量をトン単位で記入してください。小数点以下は第2位を四捨五入して、小数第一位まで記入願います。
(例：0.1 t = 50 kg以上 150 kg未満)
3. 新規建築物など前年度の実績がない場合には空欄で提出してください。
4. 記入欄に書ききれない場合は別紙を添付してください。
5. 本計画書が数棟の合算で作成されている場合は、建築物の名称と延べ床面積の内訳及び建築物の配置図(A4判)を添付してください
6. 細かな区分けが出来ない場合は、その他欄にまとめて記入してください。
7. 粗大ごみの扱いは、木製の家具・什器等については、一般廃棄物その他欄に記入してください。金属製の家具・什器類等については、産業廃棄物金属くず欄に含めて記入してください。ただし、廃掃法第2条第3項及び施行令第1条に定める建設業者等は、産業廃棄物その他欄に記入願います。
8. 清掃工場に搬入された一般廃棄物については、「C処分量」に記入してください。
※焼却灰をエコセメント化した場合も含む
9. 記入例にて“注”で表示されているものは次のように記入してください。
注① 本計画書の作成年月日を記入。
注② 所有者のほか、
①管理組合の代表者、②建築物の共有者または区分所有者の中から選んだ代表者、③賃貸等による実際の使用者・占有者、④所有者から管理権限を与えられている管理会社などが代わりに提出も可能。

- 注③ 共用部分とは階段、廊下、機械室、ロビーといった不特定多数の方が使用している部分をいう。
- 注④ テナント名を記入。書ききれない場合は別紙でも可。
- 注⑤ 滞在者(病院の入院患者等)も含む、1日の平均人数。
- 注⑥ 今後の具体的な計画(品目、期日、方法、目標値など)を記入。
- 注⑦ 業者ごと、品目ごとに記入。「5 廃棄物収集運搬業者」は許可番号も記入(一般廃棄物はハ王子市の許可、産業廃棄物は東京都の許可、許可証やホームページ等で確認)。
なお、一般廃棄物の処分先は原則としてハ王子市処理施設。
- 注⑧ 第一号様式により届け出ている廃棄物管理責任者と同じ。
- 注⑨ 実務上の担当者を記入。
※提出書類に関する問い合わせや、訪問調査のアポイントを取る際等に連絡させていただく場合があります。
- 注⑩ ()内には、木くず等、具体的な廃棄物の種類を記入。
- 注⑪ 排出量は、再利用量と処分量の合計数字
自社内で廃棄物を処理(生ごみ処理機等)している場合、表面「7 廃棄物保管場所等の設置状況」にその旨を記入し、再利用量欄に記入。なお、残渣が発生する場合、その分については再利用量から差し引き、処分量に記入。
- 注⑫ びん類、缶類は自販機業者の引取り分についても排出量に含める。
- 注⑬ 再利用率は、再利用量を排出量で除す。百分率で小数点以下第一位まで記入(小数点第2位を四捨五入)。
- 注⑭ 機密文書とは、機密情報や個人情報などが記載された文書を指す。市内の清掃工場等で焼却している場合は、処分量に記入。
- 注⑮ 飼料化、肥料化、エネルギー化等により、資源化をしている場合は、再利用量に記入。



自社の排出状況を把握することが、
ごみ減量の第一歩です！

記入例

第2号様式(第13条関係)(表)
八王子市長 殿

廃棄物の減量及び再利用に関する計画書

番号(市役所記入欄)

注① △△年5月22日作成

建築物名称	〇〇八王子ビル	
所在地	八王子市△△町2-8-1	
所有者氏名	注②	〇〇不動産㈱ 八王子太郎 ㊞

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第19条第3項の規定により、一定規模以上の事業用建築物における_____年度の再利用計画書を以下とおり提出します。

1 建築物の属性			
建築物の規模		地上 12階、地下 2階、延べ床面積 22,520 m ² (内訳) 10,000 m ² 以上 1棟、3,000 m ² 以上 1棟 3,000 m ² 未満 1棟 計 1棟	
建築物の用途 <small>〔計は建築物の規格に記載の延べ床面積と一致〕</small>	事務所 店舗 住宅 その他の共用部分	5社 1店 世帯 所	13,500 m ² 820 m ² m ² m ² 8,200 m ² 計 22,520 m ²
竣工年月	注④ ◇◇ 年 ○月		
当該建築物を使用している事業者の名称 <small>自己使用している場合は記入不要</small>	〇〇銀行西八王子支店、□□商事、△喫茶店、☆☆診療所、		
在館人員	従業員	1,500人、外来者	注⑤ 3,000人

2 ごみ減量及び再利用の現況			
平成20年9月より各フロアに3段のリサイクルボックスを置き、紙類の分別を実施している。分別の種類は①コピー用紙②パンフレット等③新聞紙。ダンボールはテナント毎にまとめて地下集積所の所定の場所へ置く。 リサイクルボックスは清掃職員が毎日夕方回収し、資源回収業者には週1回引き渡している。			

3 注⑥ 今年度の目標			
分別体制はできたので、内容の充実を図っていく。 6月からはコピー用紙を全部再生紙のものに切り替える。 テナントが1社増えるため発生量が増えるが、分別の徹底により再利用率を55%まであげる予定である。			

4	注⑦	再生資源回収業者
回収業者名	資源物の種類	処理先
〇〇紙業㈱ □□商店 △△興業	紙類 びん類 缶類	〇〇紙業㈱ ㈱△△硝子 ＊＊＊鉄鋼㈱

5	注⑦	廃棄物収集運搬業者	
許可業者名	許可番号	廃棄物の種類	処分先
〇〇商事㈱ □□商店 ☆☆☆☆㈱	八王子市第△号 第13-○-〇〇〇号 第13-△-△△△号	一般廃棄物 産業廃棄物 医療系廃棄物	八王子市処理施設 ㈱東八王子興産 ㈱日本クリーン (医療系中間処理)

6 資源物保管場所の設置状況			
地下 1か所、延べ 8 m ²			
上記の内訳・形態・規模等 コンテナボックス(900ℓ) × 2個			

7 廃棄物保管場所等の設置状況			
2か所、延べ 10 m ²			
上記の内訳・形態・規模等 医療廃棄物・・・ダンボール箱(35ℓ) × 10箱 レントゲン廃液・・・廃液タンク(500ℓ) × 2個 厨芥ごみ等・・・プレハブ冷蔵庫1台 パッカーコンテナシステム機器			

廃棄物管理責任者	注⑧	担当者	注⑨	役職	電話番号
八王子一郎 ㊞		高尾二郎		ビル管理課長	042(6△△)△△△△

第2号様式(裏) ○廃棄物の排出量等は4月から翌年の3月までの1年間の量をトン単位で4捨5入のうえ少數第1位まで記入してください

年度区分 種類			前年度実績(年4月～年3月)						今年度計画(年4月～年3月)						対前年度増△減		
種類	区分	年度区分 種類	A (B+C)		処理区分			D (E+F)		処理区分			D-A	E-B	F-C		
			B 排出量 注⑪	C 再利用量	B 処分量	E 再利用率 (E/D) 注⑬	F 排出量 注⑪	G 再利用量	H 処分量								
一般廃棄物	紙類	新聞紙	1.5	1.5		100.0	1.2	1.2		100.0	-0.3	-0.3					
		ダンボール	2.5	2.5		100.0	2.0	2.0		100.0	-0.5	-0.5					
		雑誌・雑紙	29.0	14.0	15.0	48.3	30.0	20.0	10.0	66.7	1.0	6.0	-5.0				
		O A 紙	100.0	100.0		100.0	110.0	110.0		100.0	10.0	10.0					
		機注⑭書文書	50.0	50.0		100.0	45.0	45.0		100.0	-5.0	-5.0					
		その他(注⑩)															
		計	183.0	168.0	15.0	91.8	188.2	178.2	10.0	94.7	5.2	10.2	-5.0				
		食注⑮廃棄物	70.0	50.0	20.0	71.4	60.0	45.0	15.0	75.0	-10.0	-5.0	-5.0				
		その他可燃ごみ	50.0		50.0		50.0		50.0								
		その他(注⑩)															
		計	303.0	218.0	85.0	71.9	298.2	223.2	75.0	74.8	-4.8	5.2	-10.0				
産業廃棄物	ビン缶	ビン類	5.0	5.0		100.0	5.0	5.0		100.0							
		缶類	10.0	10.0		100.0	10.0	10.0		100.0							
		ペットボトル	15.0	15.0		100.0	15.0	15.0		100.0							
		廃プラスチック	30.0	15.0	15.0	50.0	30.0	15.0	15.0	50.0							
		ガラス・陶器くず	20.0		20.0		20.0		20.0								
		金属くず	15.0	15.0		100.0	15.0	15.0		100.0							
		廃油															
		焼却灰	5.0		5.0								-5.0			-5.0	
		汚泥															
		その他(注⑩)染性医療廃棄物	3.0		3.0		3.0		3.0								
		その他(注⑩)															
		計	103.0	60.0	43.0	58.3	98.0	60.0	38.0	61.2	-5.0		-5.0				
合計			406.0	278.0	128.0	68.5	396.2	283.2	113.0	71.5	-9.8	5.2	-15.0				

*提出期限 每年6月末日 ○再利用率(%)は、計算式により小数点第2位以下を4捨5入し第1位まで記入してください(例 25.3)

記入例

第3号様式（第14条、第52条関係）

注① 令和4年 5月31日

八王子市長 殿

注② 住所 八王子市八王子町2-8-1
氏名 △△不動産(株)八王子太郎

資源物保管場所設置届
兼廃棄物保管場所等設置届

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第19条第6項・第63条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建築物の概要

設置場所	八王子市八王子町2-8-1		
建築主	住所 八王子市八王子町2-8-1 氏名 八王子太郎	電話番号 042 (600) 0000	
設計者	住所 八王子市東高尾6-8-9 氏名 高尾三郎	電話番号 042 (600) 0000	
工事施工者	住所 八王子市南恩方町6-8-9 氏名 恩方四郎	電話番号 042 (600) 0000	
建築物の名称	○○八王子ビル		
建築物の用途	事務所、店舗		
敷地面積	40,000 m ²		
建築物	延べ面積 22,520 m ²	(内訳) 住宅用部分 事業用部分	22,520 m ²
	S造	地下12階、地上2階	
工事着手予定年月日	令和4年 8月 1日		
工事完成予定年月日	令和5年11月30日		
使用開始予定年月日	令和5年12月 1日		

2 資源物保管場所（条例第19条第6項関係） 注③

保 管 場 所	1 階	2か所	10 m ²
---------	-----	-----	-------------------

3 廃棄物保管場所等（条例第63条第1項関係） 注③

保 管 場 所	1 階	2か所	10 m ²
保 管 設 備	種 別	パッカーシステムコンテナ機器	
	容量 (t、m ²)	200L	
	設置数 (個、台)	2個	
粗 大 ご み 集 積 所	階	か所	m ²

備考 「2 資源物保管場所」は条例第19条第6項に該当する場合に、「3 廃棄物保管場所等」は条例第63条第1項に該当する場合にそれぞれ記入すること。

- 添付書類
- 1 用途別床面積内訳書
 - 2 建築物の案内図・配置図
 - 3 保管場所等の配置図（位置図）
 - 4 保管場所等の平面図・断面図・求積図及び仕様
 - 5 保管場所等の面積算定書
 - 6 その他市長が必要と認める書類及び図面

注① 本届の提出年月日を記入。

注② 所有者のほか、

①管理組合の代表者、②建築物の共有者または区分所有者の中から選んだ代表者、
③賃貸等による実際の使用者・占有者、④所有者から管理権限を与えられている管理
会社などが代わりに提出も可能。

注③ 書ききれないときは、別紙を作成してください。

問い合わせ先

- 一般廃棄物については（事前協議、ごみ減量・資源化のご相談など）

八王子市資源循環部ごみ減量対策課
TEL 042-620-7256

- 産業廃棄物については

八王子市資源循環部廃棄物対策課
TEL 042-620-7458

- 各種届出様式のダウンロードについて

八王子市トップページ(<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/index.html>)
→ くらしの情報 → ごみ・リサイクル → 事業系ごみの処理について
→ 届出様式のダウンロード → “事業用建築物関連”

